

山口県報

平成18年
8月25日
(金曜日)

目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
保安林指定の解除(光市)(森林整備課)	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(建築指導課)	一
公告	一
契約の締結(観光交流課)	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	五
家畜商講習会の開催(流通企画室)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
県営田尻地区(奥畑換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)	七
公安委告示	七
技能検定員審査の実施	七
教習指導員審査の実施	九



山口県告示第四百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年八月二十五日

土地改良区の名称

光市島田川土地改良区

千田郷土地改良区

認可年月日

平成一八、八、一六

〃

〃

〃

山口県知事 二井 関成

山口県告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 解除に係る保安林の所在場所

光市大字小周防字山崎七七七・字門前七八七の六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一五三九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立萩商工高等学校本館新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 山口県立萩商工高等学校本館新築工事

二 井 関成

- (一) 工事場所 萩市大字平安古町及び大字江向地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上四階建	六、七二五平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成十八年八月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。)
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年九月十一日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年九月二十八日までに発送する。
- (五) その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三一三八三〇)にすること。

山口県告示第四百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立萩商工高等学校特別教室新築工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立萩商工高等学校特別教室新築工事(第一工区)
 - (一) 工事場所 萩市大字平安古町及び大字江向地内
 - (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上四階建	四、〇一八平方メートル

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)(とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)(をを受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年八月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月十一日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年九月二十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三一三八三〇)にすること。

山口県告示第四百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立萩商工高等学校特別教室新築工事(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 山口県立萩商工高等学校特別教室新築工事(第二工区)

(一) 工事場所 萩市大字平安古町及び大字江向地内

(二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造	地上四階建	構	造	延	べ	面	積
				四、一四五平方メートル			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)(とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)(を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年八月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月十一日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年九月二十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三一三三三〇)にすること。



(四五二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

地域振興部観光交流課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

九州及び広島向け観光キャンペーン業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年七月六日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社中国博報堂 広島市中区大手町三丁目七番五号

六 契約金額

五千五百万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(四五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年八月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 美祿地区ひので会

代表者の氏名 岩崎 美治

主たる事務所の所在地 美祢市伊佐町伊佐二〇九〇番地三

三 定款に記載された目的

障害者基本法の基本理念に基づき、障害者の住み慣れた地域での安心した暮らしを実現するために精神保健福祉の普及及びその啓発に関する活動等を行い、もって精神障害者福祉の充実及び地域社会に寄与すること。

(四五三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 秋穂地区精神保健家族会

代表者の氏名 平林 末弍

主たる事務所の所在地 山口市秋穂東六五七三番地一

三 定款に記載された目的

障害者基本法の基本理念に基づき、障害者の住み慣れた地域での安心した暮らしを実現するために精神保健福祉の普及及び啓発事業等を行い、もって精神障害者福祉の施策の充実に寄与すること。

(四五四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口市岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ありがとさん

代表者の氏名 藤中 潤子

主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原四〇七番地

(四五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年三月二十四日山口県公告(一六〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月二十五日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヒマラヤ山口市店

所在地 山口市大内矢田四六九

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年四月十一日山口県公告(二二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月二十五日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク安岡ショッピングパーク
所在地 下関市富任町一丁目四七四の六
- 二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(四五七) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習の対象となる者
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
(一) 日時 平成十八年十一月十四日(火曜日)及び同月十五日(水曜日)の午前九時から午後五時まで
(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。()を

はつて、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県農林水産部流通企画室に提出すること。

- 五 受講願書の提出期限
平成十八年十月二十日(金曜日)
- 六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室(電話〇八三―九三三―三五五六)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(四五八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	理事の別	氏 名	住 所
厚狭秋山土地改良区	理事	田邊 稔夫	山陽小野田市大字厚狭一五三三
"	監事	斎藤 宏爾	" 一五一五
"	"	山本 信政	" 一八八五の五
"	"	西原 寿	" 一六一九
"	"	坂 健治	" 一八五の一
"	"	古谷 廣人	" 二二二
"	"	野村 孜	" 四四七の一
"	"	伊藤 保二	" 四六一の一
"	"	二歩 材臣	" 大字郡五八三の二
"	"	原田 頼邦	" 六二一
"	"	長谷川 哲治	" 六三〇
"	"	長尾 英明	" 一三一六の二二
"	"	池田 武夫	" 一〇四〇
"	監事	荒木 善樹	大字厚狭一九二七
"	"	黒石 知	" 一三三四

二 退任した役員
 土地改良区の名称
 理事の別
 氏名
 住
 所

厚狭秋山土地改良区	理事	田邊 稔夫	山陽小野田市大字厚狭一五三三	一九六
"	"	齋藤 宏爾	"	二九九
"	"	山本 信政	"	大字郡三四六
"	"	西原 寿	"	一三三六
"	"	坂 健治	"	"
"	"	古谷 廣人	"	"
"	"	野村 孜	"	"
"	"	伊藤 保二	"	"
"	"	二歩 材臣	大字郡五八三の二	"
"	"	原田 頼邦	"	"
"	"	長谷川 哲治	"	"
"	"	長尾 英明	"	"
"	"	池田 武夫	"	"
"	監事	荒木 善樹	大字厚狭一九二七	"
"	"	黒石 知	"	"
"	"	野村 隆之	"	"
"	"	枝村 訓	"	"
"	"	仁多 貞雄	大字郡三四六	"
"	"	中村 治美	"	"

(四五九) 県営田尻地区(奥畑換地区) 経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営田尻地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る奥畑換地区につき、次の従前の土地を換地を定めぬ土地として指定しました。

平成十八年八月二十五日

山口県知事 二井 関成

土地の所在地
 岩国市周東町田尻字堂ノ前二一八の二
 字河原二六四
 " " 二六五
 田
 目
 積
 (平方メートル)
 四七二
 一、三二二
 一三三五



山口県公安委員会告示第五十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識について行つて審査を次のとおり実施する。

平成十八年八月二十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 技能検定員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成十八年九月二十一日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成十八年九月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成十八年九月二十五日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成十八年九月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示	
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料	
一万四千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円

四	自動車教習所に関する法令についての知識	一千二百円
五	技能検定の実施に関する知識	一千二百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年九月二十七日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年九月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考

大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に一千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第五十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年八月二十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自)、
 教習指導員審査(普自)及び教習指導員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成十八年九月二十六日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成十八年九月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分
 から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員
 会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
 それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示す
 ること。)

- 七 審査手数料
 九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ
 れる者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた
 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に
 は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円

三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げ る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるもの とする。	

- 八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三
 一・二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成十八年九月二十九日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成十八年九月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分
 から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは
 は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考

大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成十八年十月二日(月曜日)及び同月三日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年九月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいすれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいすれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成十八年八月二十五日印刷
平成十八年八月二十五日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）